

令和5年度 四日市市奨学金奨学生募集要項
(追加募集)

1 応募資格

※次の要件をすべて満たしている方に限ります

- (1) 本市市民又は本市市民の子で経済的理由により修学が困難な方。(外国籍の方は、永住者か永住者の配偶者等、若しくはそれに準ずる方に限る。)
- (2) 令和5年度に学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校の高等部(専攻科含む)、大学(短期大学を含む)及び専修学校(修業年限2年以上の高等課程及び専門課程に限る。)に在学している方。
- (3) 世帯員の所得の合計が440万円以下であること。
- (4) 生活保護(生業扶助)を受給していないこと。
- (5) 過去に四日市市奨学会の奨学資金の貸与を受けたことがない方。但し、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校高等課程並びに特別支援学校の高等部在学時に四日市市奨学会奨学生であった方が、更に上級学校に進学する場合は除く。
- (6) 下記2「支給額、募集人数」に記載する区分と同じ区分で四日市市奨学金の支給を受けたことがない方。

※四日市市奨学金は、日本学生支援機構など他の奨学金との併給を制限していません。

2 支給額、募集人数

区分	学校種別	月額奨学金 【1/2給付・1/2貸与】	募集人数
高等学校等	高校、中等教育学校(後期課程)、高専(専攻科除く)、特別支援学校の高等部(専攻科含む)	12,000円	予算の範囲内で採用 (20名程度)
	専修学校(高等課程)	12,000円	
大学等	大学、短大、高専(専攻科)	24,000円	
	専修学校(専門課程)	24,000円	

3 応募方法

次の書類をそろえて応募してください。

※別紙「願書記入時と応募書類を整える際の注意事項」をよく読んで準備してください。

※(2)及び(3)は、市役所市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)及び市民窓口サービスセンターで交付されます。

(1) 奨学生願書(所定の様式のもの)

(2) 住民票謄本 (本人の除票を含む。「世帯主」「続柄」が記載されるよう申請してください。
(世帯全員のもの) (外国籍の方は、特記事項に在留資格が記載されたもの。)

(3) 本人と生計を一にする者の令和4年度所得課税証明書(中学生以下で無収入の者を除く)

(4) 作文(所定の様式のもの)

(テーマ: 奨学金の支給を受けながら将来のために学びたいこと) 400字程度

※応募関係書類は、返却いたしません。

4 募集期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月23日(金)午後5時まで

5 応募方法

所定の書類を整え、四日市市教育委員会教育総務課へ持参又は郵送で提出してください。

6 奨学生の採用決定について

- (1) 募集人数は20名程度です。採用は予算の範囲内で行うため、採用されない場合もあります。
- (2) 選考にあたっては、家計支持者の収入だけでなく、家族構成(ひとり親家庭、在学中の兄弟姉妹の有無等)を考慮したうえで、総合的に判断します。
- (3) 奨学生採用の可否については、申請者本人へ四日市市奨学生採用決定通知書又は四日市市奨学生不採用通知書により通知します。
- (4) 奨学生として採用が決定された方については、連帯保証人を1名定めていただきます。返還完了まで責任の持てる方であれば、親権者又は収入がある成人の親戚・知人等を連帯保証人として定めることができます。

7 月額奨学金の支給について

月額奨学金は、在学する学校の正規の最短修業期間、年3期に分け5月、8月、12月に、本人名義の指定口座へ振り込みます。ただし、支給開始月によって変更となる場合があります。

8 月額奨学金の返還について

- (1) 支給を受けた月額奨学金の貸与部分については、10年間で年賦によって、無利息で返還していただきます。(例: 令和6年3月卒業者は令和7年度から令和16年度で返還)
- (2) 返還時の1月1日に市内に居住する場合は、その翌年度の返還額を上限として免除することができます(居住地に住民票があることが必要です)。
- (3) 年賦払いの返還金額は、四日市市が定めます。
- (4) 奨学金の支給にあたっては返還部分が滞納となった場合、その解消のために四日市市が行う、返還者の個人情報の収集等への同意が必要です。
- (5) 返還の目安(令和5年7月支給開始の場合の例)は概ね別表のとおりです。

お問い合わせ先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市教育委員会 教育総務課 TEL354-8236(直通)

四日市市奨学金制度・令和5年度

奨学生追加募集

四日市市奨学金制度は、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした、市独自の給付・貸与（返還免除）型奨学金制度です。



卒業後、
四日市市内への定住で、

奨学金の 返還不要

返還期間の1月1日に市内に居住していれば
翌年度の返還額が免除になります。



対象と
なる方

- 本人もしくは保護者が**市内在住**であり、現在高校、大学等に在学中の方
- 世帯員の所得の合計が440万円以下であること（給与収入600万円くらいが目安です）
- 生活保護（生業扶助）を受給していないこと

詳しくは
裏面を見てね



申込の
時期と
方法

令和5年6月1日（木）
～令和5年6月23日（金）

直接、四日市市教育委員会教育総務課に申し込んでください。

募集
人数

20人程度

問い合わせ先

四日市市教育委員会 教育総務課
〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5

TEL:059-354-8236

令和5年度奨学生 **追加** 募集概要

応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- 本人もしくは保護者が市内在住であり、現在高校、特別支援学校高等部、専修学校、大学等に在学中の方
- 同一世帯員の所得の合計が440万円以下であること(給与収入600万円くらいが目安です)
- 生活保護(生業扶助)を受給していないこと
 - ※他の奨学金との併用可。(ただし、他方の奨学金が併用可の場合に限る。)
 - ※家庭の経済状況等により、採用・不採用を判定します。予算の範囲内での採用となるため、採用されない場合もあります。
 - ※申込時に学生本人の作文を提出いただきます。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

同一世帯所得の合計は、令和3年分の
給与所得の源泉徴収票の
「給与所得控除後の金額(調整控除後)」を
合算してください。

募集人数

20人程度

奨学金種別

給付と貸与(無利子)を半額ずつ掛け合わせたタイプとなります。



支給額

高等学校等	月額奨学金	12,000円
大学等	月額奨学金	24,000円

支給期間

高校、特別支援学校の高等部、専修学校、大学等に在学している期間(進級時に申請が必要です)

支給時期等

月額奨学金…年に3回(5月、8月、12月)、各4か月分ずつ支給。ただし、支給開始月によって変更となる場合があります。

返還について

月額奨学金の1/2の貸与分を、卒業の翌々年度から10年間で返還。
基準日(毎年度返還年度の直前の1月1日)に奨学生本人が四日市市内に在住(住民票があることが必要)していることで、各年度の返還が免除となります。

募集期間

令和5年6月1日(木)～令和5年6月23日(金)

応募方法

直接、四日市市教育委員会教育総務課に申し込んでください。
募集要項は、四日市市のホームページよりダウンロードしていただけます。

結果通知

採用・不採用の結果は、本人宛に郵送で通知いたします。